

# ジェイアールバス関東不当労働行為事件 東京都労働委員会より 救済命令が出される！

2019年11月11日、「ジェイアールバス関東の職場において支店長から労働組合を脱退するよう強要と干渉を受けた」等について、東京都労働委員会へ“不当労働行為救済申し立て”を行い、調査が続けられてきました。

支店長の行為は組合の運営に干渉し組合を弱体化させる行為であり、会社による組合の運営に対する支配介入に当たるなどの「不当労働行為」と認定され、2021年9月16日、“勝利命令”が出されました。

2020年5月、八王子駅において勤務時間外に組合紹介のパンフレットを新入社員に対して手渡しした行為が「就業規則違反に当たる」として2名の組合員に「厳重注意処分」が下されました。団体交渉を行うものの認識が合わず、東京都労働委員会へ“不当労働行為救済申し立て”を行い「JR 東日本八王子駅パンフ配布処分事件」として調査が続けられています。

不当労働行為は今も陰に陽に繰り返され、組合活動を規制・排除する会社攻撃が行われていますが、健全で「働きがい・生きがい」の感じられる職場風土を実現させるため、「当たり前の職場活動」を堂々と推し進めていきましょう！

「JR 東日本八王子駅パンフ配布処分事件」を勝利し  
健全な JR 東日本・グループ企業の実現を目指そう！